

▼ 令和2年度における再任用職員の勤務条件等

(令和2年5月13日現在)

区分		内 容 等									
任 職	職	常時勤務職員(地方公務員法第28条の4) 〈フルタイム勤務〉	短時間勤務職員(地方公務員法第28条の5) ※小中学校の場合を例示								
			①	②	③	④	⑤	⑥			
用 意	対象者	◇定年退職者 ◇定年前退職者のうち、勤続期間25年以上かつ退職から再任用までの期間が5年以内の者(定年年齢に達した者に限る。)									
	採用方法	◇勤務実績等に基づく選考を行う。 ◇「地方公務員の雇用と年金の接続について」(H25.3.29 総務副大臣通知)の趣旨に沿って、再任用するものとする。									
用 意	任用	◇任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間 ◇65歳に達する日の属する年度末までが限度									
	職務内容	◇一般の職員と同様の業務に従事する ◇配属先及び職務内容は任命権者が決定		◇原則、一般の職員と同様の業務に従事する。教員については限定した業務に従事 ◇配属先及び職務内容は任命権者が決定							
勤務/休暇	勤務時間	◇週38時間45分(一般の常時勤務職員と同じ。) ◇変則勤務については、一般の常時勤務職員に準じて措置		週31時間 (週4日)	週30時間 (週5日)	週24時間 (週4日)	週23時間15分 (週3日)	週18時間 (週3日)	週15時間30分 (週2日)		
	1日の勤務時間	◇7時間45分		7時間45分	6時間	6時間	7時間45分	6時間	7時間45分		
	休暇	◇一般の常時勤務職員と同様。(年次有給休暇の年間(9月1日～翌年8月31日)の付与日数は、20日) ◇年次有給休暇については、定年退職時の残日数が、引き続き再任用された年に引き継がれる。 また、8月31日時点の残日数が、年間の付与日数(フルタイム勤務職員の場合は20日)を限度として、翌休暇年度に繰り越される。		◇一般の常時勤務職員と同様。年次有給休暇の年間の付与日数は、勤務形態により比例按分。このほか勤務形態により比例按分する特別休暇(夏期特別休暇など)がある。							
給 与	給料月額	◇従事する職の職務の級に応じた給料月額が支給される。 ◇フルタイム勤務職員の給料月額は次表のとおりで、短時間勤務職員の給料月額は次表に38時間45分に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額(勤務時間による比例按分)となる。(例えば、小学校教諭であれば、275,900円×(30時間/38時間45分)=213,600円)									
		適用給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級		
		小中学校等教育職	(実習助手等) —	(教諭等) 275,900円	(主幹・指導教諭) 303,600円	(副校長、教頭) 338,000円	(校長) 413,400円				
		高等学校等教育職	235,400円	279,300円	308,700円	345,100円	423,800円				
		行政職<学校事務職員等>	(主事等) 187,000円	(主査等) 214,700円		(主幹等) 259,100円	(事務長) (総括主任等) 279,400円	(事務長等) 295,000円	(事務長等・2等級) 321,000円		
		医療職(二)<学校栄養職員>	188,000円	214,800円		247,200円	260,800円	287,100円	329,000円		
技 能 職	192,900円	204,200円		226,400円	—						
与 手 当 等	手当等	◇支給される手当等 ○給料の調整額 ○管理職手当 ○地域手当 ○定時制通信教育手当 ○産業教育手当 ○特殊勤務手当 ○時間外勤務手当 ○休日勤務手当 ○夜間勤務手当 ○宿日直手当 ○管理職員特別勤務手当 ○通勤手当 ○単身赴任手当 ○期末手当 ○勤勉手当 ○義務教育等教員特別手当 ○教職調整額 (※短時間勤務職員の手当額については、1週間当たりの勤務時間や勤務の態様を考慮した額となる。) (※通勤手当・単身赴任手当については、年度初めに届けの提出が必要となる場合がある。)									
	手当等	◇支給されない手当等 ○生活関連手当(扶養手当、住居手当) ○人材確保の観点から設けられている手当(初任給調整手当、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)、へき地手当(準ずる手当を含む。)) ○退職手当									
服 務 能 率	期末・勤勉手当	◇年2.195月分(成績標準者の場合)が支給 ◇期末手当:年間1.375月分、6月=0.687月分、12月=0.688月分 ◇勤勉手当:年間0.82月分、6月=0.41月分、12月=0.41月分		◇支給割合は、フルタイム勤務職員と同じ。勤務時間による比例按分した給料の月額を基礎として算定							
	服 務 能 率	◇一般の常時勤務職員と同様。									
服 務 能 率	分限・懲戒	◇ " (人事評価、職員研修、定期健康診断など)									
	災害補償	◇ " (地方公務員災害補償基金適用)									
社 会 保 険 等	雇用保険	◇適用		◇1週間の勤務時間が20時間以上の場合に適用							
	医療保険	◇共済組合員となる。		◇1週間の勤務時間が20時間以上①、②、③、④の場合、健康保険(協会けんぽ)の適用 ※共済組合員にはなりません。				◇1週間の勤務時間が20時間未満⑤、⑥の場合、次のいずれかになる。 1. 国民健康保険(退職者医療制度)適用 2. 共済組合(任意継続)適用(退職日の前日まで引き続いて1年以上、共済組合員であること。加入できる期間は2年間)			
	適用年金制度	◇共済組合員となる。 ◇年金は、原則として在職中は停止となる(支給される給料月額等(平成27年10月以降は標準報酬月額等)によっては、年金が一部支給される場合もある。) ◇再任用職員を退職した後は、一般の職員としての在職期間と再任用職員としての在職期間を合算したうえで、年金額を計算し、年金が支給される。 ◇特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が、平成25年度以降段階的に60歳から65歳へと引き上げられる。 (※令和2年度末定年退職者の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は64歳)		◇厚生年金となる。公的年金制度加入者となり所得制限の対象者となる。再退職後は厚生年金が支給				◇公的年金制度未加入者となり、給与所得停止の対象者に該当せず、年金は全額支給			
互 助 会	◇定年退職前に退職互助部加入している者は、特別会員になることができる(掛金はなし。)										

(注) 給与、休暇等については、令和2年4月1日現在のものであり、今後、改定等が行われることがある。